



広 報 きたかた

Kitakata
Public Information

令和2年7月発行

お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課

☎ 0241 (24) 5206 FAX 0241 (25) 7073

喜多方市ホームページ <http://city.kitakata.fukushima.jp>

募 集

田んぼの生きものの調査

内容 生きものの調査の達人や生産者と一緒に田んぼに入って、生きものの調査をしてみませんか。

日時 8月1日(土) 午前9時～午後0時30分

場所 熱塩加納会館、熱塩加納地内の水田

対象 市内に住所がある原則小学3年生以上

定員 20人※先着順

問 申 農業振興課 生産支援係

☎ (24) 5235

環境審議会委員

公募人数 3人(男性、女性各1人以上)※選考あり

任期 委嘱の日から2年間

応募資格

・原則、平日の日中の会議に出席できる方

・市内に住所がある20歳以上65歳未満の方

・この審議会以外に3つ以上の市の審議会などの委員

でない方

応募方法 任意の様式に「環境審議会委員希望」と明記し、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業、簡単な経歴および応募動機を記入の上、郵送、FAX(22) 9571などで送付してください。

応募期限 7月31日(金)

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

問 申 環境課 環境推進係

☎ (24) 5261

令和3年度採用 喜多方市

地方広域市町村圏組合職員

行政職(高校卒程度)

採用予定人数 若干名

職務内容 事務局における事務、または環境センターもしくは喜多方プラザにおける管理・運営業務

消防吏員(高校卒程度)

採用予定人数 4人程度

職務内容 消防署における火災、救急、救助の災害出動並びに消防行政業務

【共通事項】

受付期間 7月15日(水)～8月14日(金)

※郵送の場合は8月12日

(水)までの消印有効

一次試験日 9月20日(日)

試験会場 磐梯町中央公民館

その他 受験資格などの詳細は、ホームページをご覧ください。

(行政職) <http://www.kouiki.kitakata.fukushima.jp>

(消防吏員) <http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp>

問 申 (行政職) 喜多方市地方広域市町村圏組合事務局

(22) 3426、(消防吏員) 消防本部 ☎ (22) 6212

お知らせ

自衛官募集

試験日程の変更のお知らせ

内容 広報きたかた「お知らせ版」6月号でお知らせした一般曹候補生、航空学生、自衛官候補生の試験日程が変更となっています。

詳しくは自衛官募集ホームページをご覧ください。

問 自衛隊福島地方協力本部

会津若松出張所

☎ 0242 (27) 6724

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

～交差点 命のきけんが かくれんぼ～

期間 7月16日(木)～25日(土)

夏は、暑さや行楽などによる疲労、開放感による無謀運転などの増加によって交通事故が多発する傾向にあります。



運動の重点 ①子どもと高齢者の交通事故防止、②道路横断中の交通事故防止、③飲酒運転、無免許運転および速度超過など悪質・危険な運転の根絶、④自転車の交通事故防止、⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問 生活防災課 市民生活係 ☎ (24) 5208

新型コロナウイルス感染症対策本部だより第8号でお知らせした感染症相談ダイヤルに誤りがありました (正) ☎ (23) 5027

農家の皆さんへ

令和2年産米の大切なお知らせ

県では、令和2年産米より、避難指示などがあつた12市町村では「全量全袋検査」を継続し、それ以外の地域においては、「抽出検査（モニタリング）」に移行します。

〈放射性物質検査の概要〉

・旧市町村（昭和25年2月1日時点）ごとに国が定めたガイドラインに基づき、旧市町村単位で抽出検査を実施します。

・検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されない場合は旧市町村ごとに出荷・販売の自

粛を解除します。

・抽出検査の結果が判明するまでは、無償譲渡を含む出荷・販売の自粛をお願いします。

県産米の安全確保のため、農家の皆さんには引き続き、収穫・乾燥・調製時の異物混入などによる二次的な汚染防止などの取り組みにご協力をお願いします。

問 福島県水田畑作課

☎024(521)7360

または福島県会津農林事務所
喜多方農業普及所

☎0241(24)5742

喜多方市 旧市町村一覧

(昭和25年2月1日時点)

(喜多方)	(山都)
喜多方町	山都村
松山村	小川村
上三宮村	木幡村
岩月村	千咲村 2-1
関柴村	相川村
熊倉村	朝倉村 2-1
慶徳村	一ノ木村
豊川村	早稲谷村
(熱塩加納)	(高郷)
熱塩村	山郷村
加納村	新郷村
朝倉村 2-2	千咲村 2-2
(塩川)	
塩川町	
堂島村	
姥堂村	
駒形村	



「令和2年産米」の大切なポイント

■令和2年産米の検査は、旧市町村ごとに実施します。

■令和2年産米の出荷・販売については、旧市町村ごとの検査結果が出るまで、控えてください。

○検査結果（出荷可能な地域）は、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html>



市独自「米の個別放射性物質検査」で販売促進

市では、これまで実施してきた300点詳細検査を継続するとともに、新たに、消費者や米店などへ直接販売する農家の皆さんの販売促進につながるよう、市独自の個別放射性物質検査を行います。検査費は無料です。

検査項目と方法 ヨウ素131、セシウム134、セシウム137の3核種をゲルマニウム半導体検出器により測定（検出下限値5ベクレル／キログラム程度）

検査の申し込み 検査を希望する方は、農業振興課または各総合支所産業建設課へ検査申込書を提出してください。

※原則、検査点数は1農家1点とし、品種や栽培方法が異なる場合など必要と認められる場合には、この限りではありません。

検査試料の採取量 検査試料は、指定の袋に玄米1キログラムを入れ提出してください。

※検査試料の返却は行いません。

※検査試料は、同量ずつ2袋を採取し、そのうち1袋は、検査結果が食品衛生法に定める基準値を超えた場合の再検査用として、市の指示があるまで保管してください。

測定結果の送付 分析機関が発行する検査結果証明書を送付します。



問 農業振興課 生産支援係

☎(24)5235または各総合支所産業建設課

合